

運転免許証の有効期間を経過した場合（失効後の再取得）の手続き

● 和歌山県警察で再取得手続きを行える方

- ◆ 『和歌山県内』に住居登録している方。
- ◆ 一時帰国（住居登録が日本国内にない）で、一時帰国（滞在）先が和歌山県内の方。
（和歌山県以外に一時帰国される方は、該当する都道府県の運転免許センターにお問い合わせください）
- ◆ 『やむを得ない事由（入院、海外渡航等）により、運転免許を失効した方』は、『やむを得ない事由がやんで1か月以内に手続きしなければ、失効後の再取得手続きはできません（学科試験・技能試験が免除されなくなります）ので注意してください。

● 失効後の再取得手続きを行っている場所

- ◆ 和歌山市：運転免許試験場（交通センター）
- ◆ 田辺市：田辺運転免許センター
- ◆ 新宮市：新宮運転免許センター
- ◇ 原付・小型特殊免許のみを所持していた方は、「橋本警察署、かつらぎ警察署、有田警察署、湯浅警察署、御坊警察署及び串本警察署」においても再取得手続きを行うことができます。（但し、警察署での即日交付は出来ません。後日交付（2～3週間後）となります。）

※ 免許の有効期間が経過して、3年を超えた場合は、特例を除いて再取得による交付は受けられません。

※ 『原付・小特以外の免許』については、警察署で失効後の再取得手続きはできません。

※ この手続きは、免許の更新・再交付ではありません。新たに免許を取得する手続きです。

◆ 失効の種類

（ご自分が、次の「1～4」に当てはまるかを確認してください）

- 1 やむを得ない理由で有効期間を経過して6か月以内の方。（失効再取得）
- 2 やむを得ない理由で有効期間を経過して6か月を超え3年以内で、かつ、やむを得ない事情が終わった日から1か月以内の方。（失効再取得）
- 3 やむを得ない理由なく、有効期間を経過して6か月以内の方。（失効再取得）
- 4 やむを得ない理由なく、有効期間を経過して6か月を超え1年以内の方。（失効仮免許）

★ 『仕事が忙しかった』、『更新のお知らせ葉書が届かなかった』等は、やむを得ない理由にはなりません。

★ やむを得ない理由なく、有効期間を経過して6か月を越えて1年以内の方は、仮免許証の交付手続きとなります。

★ 失効前に、『大型自動車、中型自動車又は普通自動車』の免許を所持していなかった方（例：原付免許のみの方等）で、やむを得ない理由なく、有効期間を経過して6か月を超えると再取得手続きはできません。

※ 有効期間が経過して3年を超えた方に対する特例

平成13年6月19日以前にやむを得ない事情が発生したため、失効手続きができないまま有効期間を経過して3年を超え、やむを得ない事情が終わった日から1か月以内の方（ただし、やむを得ない事情は、失効後6か月以前に発生し継続していたことが必要です。）は、技能試験が免除されます。適性試験・学科試験は必要です。

◆ 受付（土曜日・日曜日・祝日・休日・年末年始の休日を除く）

- ※ 予約は必要ありません。
- ※ 申請時の年齢が『70歳』未満の方で、当日、講習を受講できない方は、申請を受理出来ませんので注意してください。
- ※ 受付終了間際は大変混み合いますので、時間に余裕をもってご来場ください。
- ※ 受付時間は厳守してください。(受付時間を過ぎれば受付できませんので注意してください。)

受付場所	受付日	受付時間
運転免許試験場 (和歌山市：交通センター)	月曜日から金曜日まで	・午前8時30分～午前9時 ・午後1時～午後1時30分
	※ 混雑する場合がありますので、受付時間より少し前に受付窓口を開けています。 受付時間より早めに来られた方は、試験場事務所まで声をかけてください。手続きのご説明をいたします。	
田辺運転免許センター	月曜日・火曜日・金曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午後2時～午後3時
	水曜日・木曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午前9時～午前9時30分 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午前10時～午前11時 ・午後2時～午後3時
新宮運転免許センター	月曜日・水曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午後2時～午後3時
	火曜日・木曜日・金曜日	【申請時70歳未満の方】 ・午前9時～午前9時30分 ・午後1時～午後1時30分 【申請時70歳以上の方】 ・午前10時～午前11時 ・午後2時～午後3時
橋本警察署 かつらぎ警察署 有田警察署 湯浅警察署 御坊警察署 串本警察署	※ 原付・小型特殊免許のみを所持している方のみ受付可。 ※ 原付・小型特殊免許以外の免許を取得している方は、警察署での受付は出来ませんので注意してください。	
	月曜日から金曜日まで	・午前9時～午前11時 ・午後1時～午後4時

◆ 必要書類等

- 本籍が記載されている住民票
外国籍の方は、国籍等を記載した住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。コピー不可。 仮住民票記載事項通知書は不可。住民登録していない方はパスポート。）
- 失効した運転免許証

- 免許申請用写真 1枚（ただし、仮免許証交付対象者は2枚必要です。）
 - ・ ポラロイド、写真のコピー、非写真用紙使用のものは不可。
 - ・ 申請前6か月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景（縦3センチメートル、横2.4センチメートル）のもの。
- ※ 交通センターロビーに免許申請用写真撮影機（有料）があります。
田辺運転免許センター及び新宮運転免許センターには、免許申請用写真撮影機はありません。
- 申請時の年齢が『70歳』以上の方は、高齢者講習の終了証明書
- やむを得ない理由を証明する資料（診断書、パスポート、出所（在所）証明書等）
 - ・ 渡航していた場合で、出入国の際、自動化ゲートを利用した場合などは、パスポートにスタンプが押印されないため、出入国記録が必要となります。ご注意ください。
 - ・ 診断書には、入院日数等の具体的な期間を記載してもらってください。
- ※ 資料に記されている帰国日・退院日等の『やむを得ない事情がやんだ日』から1か月以内に手続きしてください。
- 海外からの帰国者等で、その国で1年以上運転の経験があり、当該国の運転免許証を所持している方は、その免許証。（初心運転者標識免除者、大型二輪・普通二輪二人乗り禁止の解除等の確認に必要です。）

【一時帰国（和歌山県内）で本籍地記載の住民票が用意できない方】

- 本籍地を証明するものの例：戸籍抄本（謄本）、戸籍の付票、除票（本籍の記載されたもの）等を申請時に提出してください。
住民登録がない方は、パスポートを提示してください。
- 住所地を証明するものの例：一時帰国等で滞在先が両親や家族等の居住地（和歌山県内）の方は、滞在していることを証明するに足る書類として滞在証明（下記様式）を作成し、申請時に提出してください。

滞在証明	
和歌山県公安委員会殿	
私の長男	
交 通 太 郎	30歳（昭和60年1月1日生）
は、アメリカ合衆国に住んでいますが、現在帰国し、平成28年2月1日から同年3月15日までの間、私方	
和歌山市小松原通1丁目1番地1	
に滞在していることを証明します。	
平成28年2月10日	
和歌山市小松原通1丁目1番地1	
交 通 一 郎 印	

- ※ 記載する用紙は、A4、B5は問いません。（便せんでも可）
- ※ 縦書き、横書きのいずれであっても可。
- ※ 滞在を証明していただく方（例文の場合：交通一郎さん）の住所が分かるもの（運転免許証（両面コピーしたもの）、住民票等）を添付してください。

◆ 手数料

- 試験手数料 普通車・原付・小型特殊は、1種目ごとに1,850円
上記以外の種別は、1種目ごとに1,900円

